

水産庁における直轄工事の
総合評価落札方式の評価項目と配点の考え方

令和8年5月
水産庁漁港漁場整備部

目 次

1. 総合評価落札方式について	
1-1. 総合評価落札方式の実施方針	1
1-2. 施工体制確認型総合評価落札方式の実施方針	1
1-3. 特別重点調査対象工事について	1
1-4. 総合評価落札方式の選定フロー	2
1-5. 総合評価落札方式のタイプ選定及び加算点満点の設定	3
1-6. 工事区分別の技術的難易度	4
2. 総合評価落札方式手続きフロー	5
3. 総合評価落札方式のタイプ別評価項目	
3-1. タイプ別評価項目	7
3-2. 評価項目毎の内容及び配点	
3-2-1. 評価項目毎の内容及び配点 [技術提案評価型]	8
3-2-2. 評価項目毎の内容及び配点 [施工能力評価型]	10
3-3. 技術提案評価型総合評価について	
3-3-1. 基本方針	12
3-3-2. 技術提案の評価基準	12
3-4. 施工能力評価型総合評価について	
3-4-1. 基本方針	14
3-4-2. 施工計画の評価基準	14
3-5. オバースペック等の理由により評価しない技術提案	16
3-6. 企業評価及び技術者評価の評価方法	
3-6-1. 企業の施工能力	16
① 工事实績（同種性）の評価	16
② より同種性の高い工事实績の設定	16
③ 工事成績の評価	17
④ 表彰	18
⑤ ICT活用工事の評価	18
⑥ オプション項目	18
3-6-2. 配置予定技術者の能力	22
① 工事实績（同種性・立場）の評価	22
② より同種性の高い工事实績の設定	23
③ 工事成績の評価	23
④ オプション項目	24
3-6-3. 地域貢献等	26
① 災害協定等に基づく活動実績	26
② オプション項目	27
3-6-4. ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	30
3-6-5. 賃上げを実施する企業等への加算	31
3-6-6. 事故及び不誠実な行為に対する減点	32
① 減点の対象	32

4. 施工体制確認型について	
4-1. 施工体制評価点	33
4-2. 施工体制確認の審査・評価	35
5. 技術提案等の評価結果の通知及び技術提案等の担保	
5-1. 技術提案結果の通知	36
5-1-1. 技術提案評価型、施工能力評価型（I型）〈チャレンジ型〉	36
5-2. 技術提案等の担保	37
5-2-1. 技術提案及び評価項目（履行確認対象項目）不履行時のペナルティー	37
5-2-2. 請負工事成績点の減点	37
① 技術提案	37
② 履行確認対象項目	37
更新履歴	38

1. 総合評価落札方式について

1-1. 総合評価落札方式の実施方針

- ・ 予定価格 2,500 万円以上の全ての工事において一般競争入札を基本とし、予定価格 2,500 万円未満については工事希望型競争を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用する。
- ・ 全ての工事において総合評価落札方式を適用するものとし、技術的難易度及び発注等級により「技術提案評価型」、「施工能力評価型（Ⅰ型）」、「施工能力評価型（Ⅱ型）」のタイプ選定を行う。
また、政府調達（WTO）対象工事（8.1 億円以上）については、難易度に関係なく「技術提案評価型（WTO 型）」とする。
- ・ 加算点の範囲については、「技術提案評価型（WTO 型）」を 64～74 点、「技術提案評価型」を 53～114 点、「施工能力評価型（Ⅰ型）」を 43 点、「施工能力評価型（Ⅱ型）」を 32～43 点とする。
- ・ 独自の試行として、「チャレンジ型総合評価落札方式」を試行する。
なお、技術的難易度「Ⅲ」、「Ⅳ」までの工事を対象とし、専門工事（地盤改良、橋梁製作等）やポンプ浚渫等の作業船が限定される工事は対象としない。

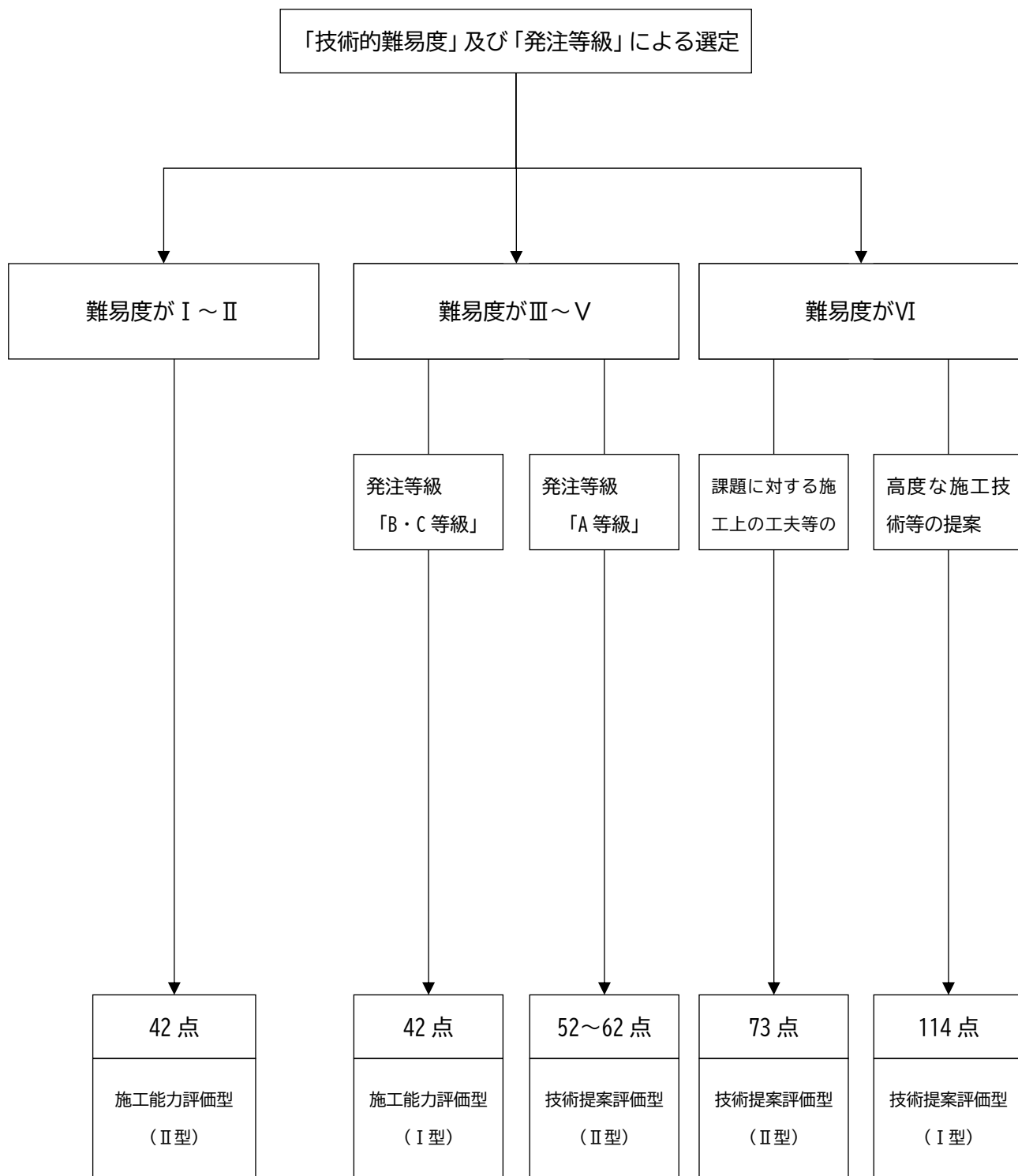
1-2. 施工体制確認型総合評価落札方式の実施方針

- ・ 原則、全ての工事において、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する。
ただし、予定価格が 1,000 万円未満の工事については、「施工能力評価型（Ⅱ型）施工体制確認型以外」を適用する。（予決令 第 84、85 条、102 条-3 による）
- ・ 施工体制確認型総合評価落札方式を実施する場合の加算点の範囲は、「技術提案評価型：53～74 点」、「施工能力評価型：43 点」の範囲で実施する。
- ・ 「技術提案評価型」は全て施工体制確認型総合評価落札方式とする。

1-3. 特別重点調査対象工事について

- ・ 原則、全ての工事において、特別重点調査対象工事とする。（予定価格が 1,000 万円未満を除く）

1-4. 総合評価落札方式の選定フロー



※ 政府調達 (WTO) 案件は、「技術提案評価型」とする。

1-5. 総合評価落札方式のタイプ選定及び加算点満点の設定

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術提案評価型 (WTO型)	64点					74点
(億円) (R6d~R8d) 8.1	技術提案評価型 (WTO型)					
◆ 施工体制確認型	施工能力評価型 (II型)		A等級 技術提案評価型 (II型)			技術提案評価型 (II型) 又は (I型)
			B・C等級 施工能力評価型 (I型)			
技術提案評価型 (2項目以上)				62点	73~114点	
技術提案評価型 (1項目)				52点		
施工能力評価型 (I型)				42点		
施工能力評価型 (II型)	42点					

◆ 施工体制確認型 以外

施工能力評価型 (II型)	31点
---------------	-----

注1) 発注等級「A等級」の総合評価タイプについて

- ・ 技術的難易度「I・II」は適用しないこと。
- ・ 技術的難易度「III」以上とし、「技術提案評価型」を適用すること。

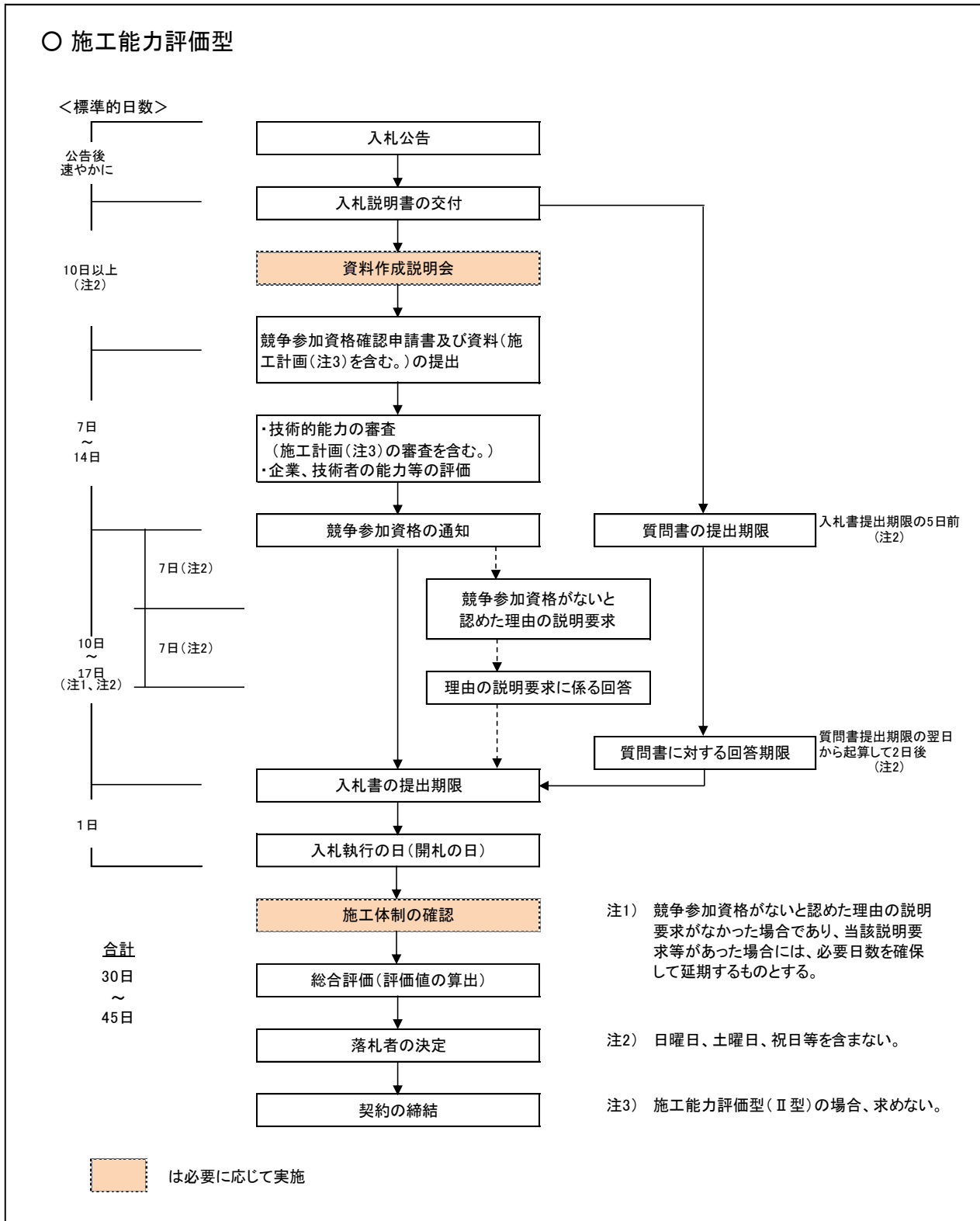
注2) 発注等級「B・C等級」の総合評価タイプについて

- ・ 技術的難易度「II」以下の場合は、「施工能力評価型 (II型)」を適用すること。
- ・ 技術的難易度「III・IV」の場合は、「施工能力評価型 (I型)」を適用すること。
- ・ 技術的難易度「V」以上は適用しないこと。

1-6. 工事区分別の技術的難易度表

事業 区分	工事区分 (構造形式・工法分類)	工事難易度					
		低い ←	←			→	高い
		I	II	III	IV	V	VI
漁場	魚礁製作工事、着底基質製作工事、ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	着底基質設置工事、ケーソン製作工事、浚渫揚土工事、魚礁設置・投入工事(マウンド礁含む)		易	やや難	難		
	藻場・干潟造成工事、浮魚礁設置工事			易	やや難	難	
	湧昇流発生構造物造成工事(マウンド礁以外)				易	やや難	難
漁港	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事(ブロック式)、岸壁工事(杭式栈橋を除く)、地盤改良工事、基礎工事、ケーソン製作工事、衛生管理工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式)、岸壁工事(杭式栈橋)			易	やや難	難	
	新形式防波堤等工事				易	やや難	難
道路	路盤工事	易	やや難	難			
	アスファルト舗装工事		易	やや難	難		
海岸	養浜工事、樋門・水(閘)門工事、ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	堤防工事、護岸工事、突堤・離岸堤工事		易	やや難	難		

2. 総合評価方式手続きフロー



○ 技術提案評価型

<標準的日数>

公告後
速やかに

25日
～
30日
(注2)

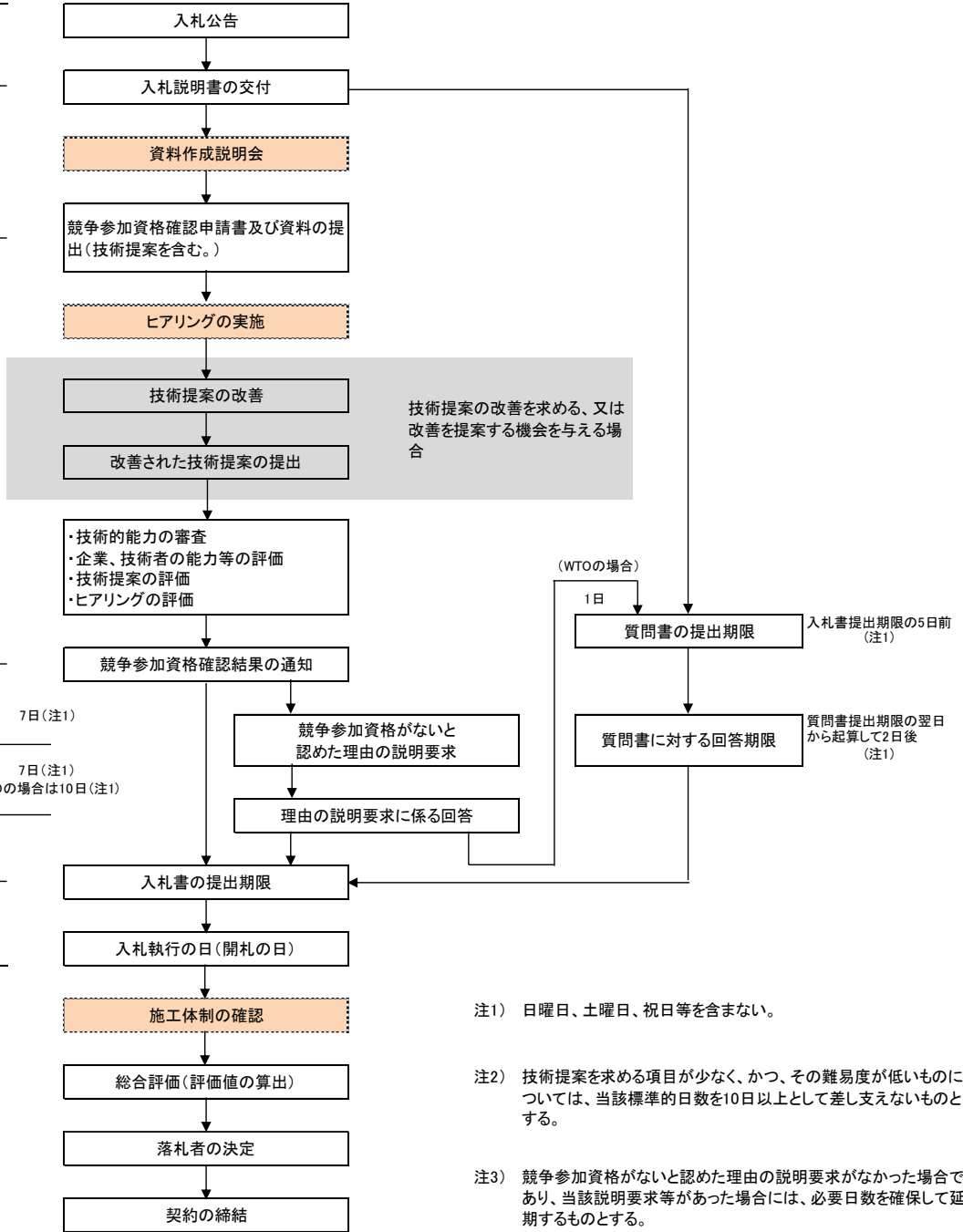
7日
～
14日

10日
～
17日
(注1、注3)
(WTOの場合
は28日)

1日

合計
45日 54日
～
65日 73日
(WTO)

 は必要に応じて実施



注1) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注2) 技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上として差し支えないものとする。

注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

3. 総合評価落札方式のタイプ別評価項目

3-1. タイプ別評価項目

評価の視点	評価項目	施工能力評価型（II型）			施工能力評価型（I型）		技術提案評価型（II型）			技術提案評価型（I型）		技術提案評価型（WTO型）																									
		施工体制確認型以外 (ICT活用工事(施工者希望型)を含む)	施工体制確認型	標準型	チャレンジ型	加算点50点 (ICT活用工事(施工者希望型)を含む)	加算点60点	チャレンジ型	加算点70点 (ICT含む)	加算点70点 (ICT含む)																											
①技術提案 (財務省との包括協議 及び標準ガイドラインによる)	工事的物の性能・機能に関する事項	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																									
	環境の維持												/	/	/	/	/	/	/	/	/																
	社会的要請に関する事項																					/	/	/	/	/	/	/	/								
	特別な安全対策																													/	/	/	/	/	/	/	/
	省資源対策又はリサイクル対策																																				
総合的なコストに関する事項	/	/	/	/	/	/	/	/																													
ライフサイクルコスト									/	/	/	/	/	/	/	/																					
その他評価すべき事項																	/	/	/	/	/	/	/	/													
②施工計画																									施工上の課題に対する技術的所見	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
																									施工上配慮すべき事項											/	/
必須	工事実績（同種性）	◎	◎	/	/	◎	◎	/																	◎	◎	/										
	工事成績	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/																										
	表彰	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/																										
	ICT活用工事	◎ (ICT活用工事のみ)	◎ (ICTのみ)	/	/	◎ (ICT活用工事のみ)	◎ (ICT活用工事のみ)	/	◎ (ICT活用工事のみ)	◎ (ICT活用工事のみ)	/																										
③企業の施工能力	施工機械等の自社保有状況	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	関連分野の技術開発の実績	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	ISOの認証取得状況	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	落場・干潟・サンゴ礁の保全等の取り組み実績	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	有資格者の雇用	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	工事の手持ち状況	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
	その他	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
必須	工事実績（同種性・立場）	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/																										
	工事成績	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/																										
	オプション	建設系の継続教育（CPD）の実施状況	/	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
		配置予定技術者の資格	/	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
配置予定技術者の年齢		/	○	○	○	○	○	○	○	○	/																										
必須	災害協定等に基づく活動実績	◎	◎	/	/	◎	◎	/	◎	◎	/																										
	オプション	近隣地域内工事の実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
		ボランティア活動による地域貢献の実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
		災害時に活用できる作業船の自社保有状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
		技術系女性職員の正規雇用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																									
技術系若手（申請時25歳以下）職員（技能職含む）の正規雇用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/																											
ワーク・ライフ・バランス等	推進に係る認定の取得状況等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																										
買上げを実施する企業等への加点等	表明書を提出した企業等への加点及び減点措置対象者への減点	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																										
施工体制評価	施工体制に関する評価（ヒアリング含む）	/	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																										

3-2. 評価項目毎の内容及び配点

3-2-1. 評価項目毎の内容及び配点 [技術提案評価型]

評価の視点	評価項目	評価内容	評価段階	技術提案評価型 (I型)						技術提案評価型 (I型)		技術提案評価型 (WT0型)			
				加算点 52点	加算点 52点 (100%希望型)	加算点 52点 (チャレンジ型)	加算点 62点	加算点 62点	加算点 62点 (チャレンジ型)	加算点 73点	加算点 73点	加算点 114点	加算点 114点	加算点 62点	加算点 73点
①技術提案 (財務省との包括協議及び標準ガイドラインによる)	工事事務の性能・機能に関する事項	初期性能の特長性・強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を評価する。	6段階	難易度 III・IV 29.0点 1項目設定	難易度 III・IV 29.0点 1項目設定	難易度 III・IV 45.0点 1項目設定	難易度 IV・V 39.0点 2~3項目設定	難易度 IV・V 39.0点 2~3項目設定	難易度 IV・V 55.0点 2~3項目設定	難易度 VI 49.0点 2~3項目設定	難易度 VI 49.0点 2~3項目設定	難易度 VI 69.0点 2~3項目設定	難易度 VI 69.0点 2~3項目設定	難易度 V以下 59.0点 2~3項目設定	難易度 VI 69.0点 2~3項目設定
	環境の維持	騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を国の利便の観点から評価する。													
	交通の確保	交通への影響 (規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等) を国の利便の観点から評価する。													
	特別な安全対策	特別な安全対策を必要とする工事について、安全対策の良否を評価する。													
	省資源対策又はリサイクル対策	省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利便の観点から評価する。													
	総合的なコストに関する事項	維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。													
その他評価すべき事項 (任意設定)															
事故及び不誠実な行為に対する評価				2段階								(技術提案) -7.0点 又は -3.5点	(技術提案) -7.0点 又は -3.5点		
②企業の施工能力	工事成績 (同種性) の評価	平成〇年度以降に完成し引き渡しの完了した同種工事の完済けとしての施工実績 ※過去15ヶ年度	2段階	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	3.0点	8.0点	8.0点		
	工事成績の評価	水産庁における平成〇年度以降に完了した当該工事種別の請負工事成績評定点の平均点 ※共同企業体 (特定・経営) の場合は、構成員毎の工事成績の平均点を平均した値 (小数第2位切捨て) を評価する。 ※過去5ヶ年度	7段階	4.0点	3.0点	4.0点	3.0点	4.0点	3.0点	4.0点	3.0点	8.0点	6.0点		
	表彰	水産庁における当該工事種別の表彰実績	3段階	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	4.0点	4.0点		
	ICT活用工事	ICTの活用計画	2段階	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	2.0点	2.0点		
	施工機械等の自社保有状況	作業船 (〇〇) の自社又は共同保有 (リース及び備置を除く。) の状況	3段階												
		施工機械 (〇〇) の自社保有 (リース及び共同保有を除く。) の状況 ※他社に貸し出している場合も可とする。	2段階												
	関連分野の技術開発の実績	〇〇工における平成〇年度以降の開発実績を評価 ※過去5ヶ年度	3段階	10.0点	10.0点	2.0点	10.0点	10.0点	2.0点	10.0点	10.0点	20.0点	20.0点		
	ISOの認証取得状況	ISO9001及びJIS014001の認証取得状況 (ただし、申請者 (本店、支店又は営業所) が取得事業所に含まれていること)	3段階	2.0点	2.0点	2.0点 × 1項目	2.0点	2.0点	2.0点 × 1項目	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点		
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況	建設業労働安全衛生法 (労働安全衛生法) (DHMS、OSHMS、COHMS、DHSA18001及びISO45001) の認証取得状況 (ただし、申請者 (本店、支店又は営業所) が取得事業所に含まれていること)	2段階	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点		
	藩場・干潟・サンゴ礁の保全等の取り組み実績	当該県内の水産多面的機能発揮対策活動計画への参加状況を評価	3段階												
その他 (工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点)	指定する地域内 (〇〇市内) における、建設業法に定める本店 (社) の有無	2段階													

評価の視点	評価項目	評価内容	評価段階	技術提案評価型 (II型)						技術提案評価型 (I型)		技術提案評価型 (I型)		技術提案評価型 (WTO型)	
				加算点 52点	加算点 52点 (ICT活用工事 施工者希望型)	加算点 52点 (チャレンジ型)	加算点 62点	加算点 62点	加算点 62点 (チャレンジ型)	加算点 73点	加算点 73点	加算点 114点	加算点 114点	加算点 62点	加算点 73点
③ 配置予定技術者の能力	必須	工事実績 (同種性・立場) の評価	3段階	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	10.0点	10.0点		
		工事成績の評価	7段階	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	10.0点	10.0点		
	建設系の継続教育 (CPD) の実施状況	3段階	10.0点	10.0点	2.0点	10.0点	10.0点	2.0点	10.0点	10.0点	20.0点	20.0点			
	オプション 配置予定技術者の資格	3段階	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目	2.0点 × 1項目			
	配置予定技術者の年齢	3段階													
	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業 (ワーク・ライフ・バランス等推進企業) を評価する。	2段階	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	1.0点	
	賃上げを実施する企業等への加算	賃金引上げ計画の表明書を提出した企業等に対して、加算点への加算を行う。	2段階	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	3.0点	3.0点	4.0点	4.0点	2.0点	3.0点
	賃金引上げ計画未達成による減点措置	減点措置対象者に対して、本取組による加算より1点大きい加算点からの減点を行う。	2段階	-3.0点	-3.0点	-3.0点	-3.0点	-3.0点	-3.0点	-4.0点	-4.0点	-5.0点	-5.0点	-3.0点	-4.0点
	事故及び不誠実な行為に対する評価	申請書及び資料の提出期限における、水廻り及び当該期間による「指定停止」「文書注意」の措置に対して加算点を減点する。	2段階	-5.0点 又は -2.5点	-5.0点 又は -2.5点	-5.0点 又は -2.5点	-6.0点 又は -3.0点	-6.0点 又は -3.0点	-6.0点 又は -3.0点	-7.0点 又は -3.5点	-7.0点 又は -3.5点	(企業・技術者) -4.0点 又は -2.0点	(企業・技術者) -4.0点 又は -2.0点		
	最大加算点			52.0	52.0	52.0	62.0	62.0	62.0	73.0	73.0	114.0	114.0	62.0	73.0

※技術提案評価型 (I型) は、段階選抜 (企業・技術者等4.5点満点、技術提案の良否6.9点満点) で評価

3-2-2. 評価項目毎の内容及び配点【施工能力評価型】

評価の視点	評価項目	評価内容	評価段階	施工能力評価型（Ⅱ型）			施工能力評価型（Ⅰ型）									
				施工体制確認型以外		施工体制確認型 (ICT活用工事施工者希望型)	標準型		チャレンジ型							
				加算点	31点		加算点	42点		加算点	42点	加算点	42点			
①施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	当該工事を設計図書（標準案）の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。								難易度Ⅱ～Ⅳ 3提案	31.0 点					
	施工上配慮すべき事項					難易度Ⅱ～Ⅳ 3項目 (可・不可評価)	○×	難易度Ⅱ～Ⅳ 3項目 (可・不可評価)	○×							
②企業の施工能力	必須	工事実績（同種性）の評価	平成○年度以降に完成し引き渡しの完了した同種工事の元請けとしての施工実績 ※過去15ヶ年度	2段階	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点	4.0点						
		工事実績	水産庁における平成○年度以降に完了した当該工事種別の請負工事成績評定点の平均点 ※共同企業体（特定・経常JV）の場合は、構成員毎の工事成績の平均値を平均した値（小数第2位切捨て）を評価する。 ※過去5ヶ年度	7段階	5.0点	5.0点	4.0点	5.0点	4.0点	4.0点						
		表彰	水産庁における当該工事種別の表彰実績	3段階	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点						
		ICT活用工事	ICTの活用計画	2段階			1.0点		1.0点							
	オプション	施工機械等の自社保有状況	作業船（○）の自社又は共同保有（リース及び備船を除く。）の状況 施工機械（○）の自社保有（リース及び共同保有を除く。）の状況 ※他社に貸し出している場合も可とする。	2段階	11.0 点	15.0 点	15.0 点	15.0 点	15.0 点	15.0 点	2.0点 × 1項目	2.0 点				
				3段階												
		関連分野の技術開発の実績	○○工における平成○年度以降の開発実績を対象 ※過去5ヶ年度	3段階												
		ISOの認証取得状況	ISO9001及びISO14001の認証取得状況	3段階												
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況	建設業労働安全衛生協会策定の「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(OHSMS、OSHMS、COHMS、OHSAS18001及びISO45001)の認証取得状況 (ただし、申請者（本店、支店又は営業所）が取得事業所に含まれていること)	2段階									2.0点 × 2項目	2.0点 × 2項目	2.0点 × 2項目	2.0点 × 2項目
		藻場・干潟・サンゴ礁の保全等の取り組み実績	水産多面的機能発揮対策活動組織として取組実績、その他藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動への取組実績、ブルカボジガの購入実績を評価。	3段階												
有資格者の雇用	技術士（建設部門、水産部門、総合技術監理部門）、水産工学技士の有資格者数を評価する。	3段階														
工事の手持ち状況	水産庁が発注した工事（1,000万円以上の全工種）のうち、平成○年4月から申請書及び資料の提出期限日までに落札決定した工事件数の実績 ※当該年度	3段階														

評価の視点	評価項目	評価内容	評価段階	施工能力評価型 (II型)			施工能力評価型 (I型)					
				施工体制確認型以外		施工体制確認型	標準型		標準型	チャレンジ型		
				加算点	31点	加算点	42点	加算点	42点	加算点	42点	
③ 配置予定技術者の能力	必須	工事実績 (同種性・立場) の評価	平成〇年度以降に完成し引き渡しの完了した同種工事の元請けとしての立場での施工実績 ※過去15ヶ年度	3段階	5.0点		5.0点	5.0点	5.0点	2.0点		
		工事実績の評価	水産庁における平成〇年度以降に完了した当該工事種別の請負工事実績評定点の平均点 ※過去5ヶ年度	7段階	5.0点		5.0点	5.0点	5.0点			
	オプション	建設系の継続教育 (CPD) の実施状況	建設系の継続教育 (CPD) の単位取得状況 ※証明日が提出期限日から過去1年以内であること。 ※過去1年以内に単位取得実績があることを証明できる明細書等も添付すること。	3段階		10.0点		14.0点	14.0点	14.0点	2.0点	
		配置予定技術者の資格	〇〇技士の資格 ※入札説明書に基づき記載した資格と同じ資格を記載した場合は評価の対象としない。	3段階			2.0点 × 2項目	2.0点 × 2項目	2.0点 × 2項目	2.0点 × 1項目		
		配置予定技術者の年齢	配置予定技術者に若手技術者 (40歳未満) を配置する場合評価点する。	3段階								
④ 地域貢献等	必須	災害協定等に基づく活動実績	国又は地方公共団体と漁港漁場関係の災害協定を締結している (所属する団体が協定を締結している場合を含む) ことを前提とし、平成〇年度以降 (過去5ヶ年度) 及び入札公告日前日までの間における災害対応の活動実績又は訓練実績。	5段階	4.0点		4.0点	4.0点	4.0点	2.0点		
	オプション	近隣地域内工事の実績	国又は地方公共団体発注による当該県内の漁港 (漁場) にかかる平成〇年度以降の施工実績 (CORINS登録工事に限る) ※過去5ヶ年度	3段階								
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内 (〇〇市内) における建設業法に定める本店 (社) の有無	2段階								
		ボランティア活動による地域貢献の実績	平成〇年度以降の当該県における漁港漁場関係の活動実績 (表彰、感謝状) を評価 ※団体でのボランティア活動における表彰、感謝状については、その団体の構成員としてボランティア活動に参加したことが証明できる場合 (その団体の代表者の証明書を提出) は評価の対象とし、請負工事に係る現場環境改善費 (旧イメージアップ経費) によって行った活動については評価の対象外とする。 ※過去5ヶ年度	3段階	2.0点 × 2項目	8.0点	2.0点 × 3項目	10.0点	2.0点 × 3項目	10.0点	2.0点 × 1項目	4.0点
		災害時に活用できる作業船の自社保有状況	災害復旧・復興に活用できる作業船の自社又は共同保有状況 ※他社に貸し出している場合も可とする。	3段階								
		技術系女性職員の正規雇用	担い手確保の促進のため、技術系女性職員 (技能職含む) の正規雇用を評価	3段階								
		技術系若手職員の正規雇用	担い手確保の促進のため、技術系若手 (申請時25歳以下) 職員 (技能職含む) の正規雇用を評価	3段階								
		ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業 (ワーク・ライフ・バランス等推進企業) を評価する。	2段階	1.0		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
賃上げを実施する企業等への加算	賃金引上げ計画の表明書を提出した企業等に対して、加算点への加算を行う	2段階	1.0点		2.0点	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点			
賃金引上げ計画未達成による減点措置	減点措置対象者に対して、本取組による加算点より1点大きな加算点からの減点を行う。	2段階	-2.0点		-3.0点	-3.0点	-3.0点	-3.0点	-3.0点			
事故及び不誠実な行為に対する評価	申請書及び資料の提出期限日における、水産庁及び当該県による「指名停止」「文書注意」の措置に対して加算点を減点する。	2段階	-3.0点 又は -1.5点		-4.0点 又は -2.0点	-4.0点 又は -2.0点	-4.0点 又は -2.0点	-4.0点 又は -2.0点	-4.0点 又は -2.0点			
最大加算点					31.0		42.0	42.0	42.0	42.0		

3-3. 技術提案評価型総合評価について

3-3-1. 基本方針

- ・ 技術提案評価型（WTO 型）は、「技術提案」、「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」を評価の対象（加算点の対象）とする。
- ・ 技術提案評価型（Ⅱ・Ⅰ型）は、「技術提案」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」を評価の対象（加算点の対象）とする。
- ・ 賃上げを実施する企業等に対し評価を行う場合は、加算点合計への加点を行う。
- ・ 技術提案は、工事内容により設定された評価テーマ毎に3提案を求め評価する。なお、1項目あたり3提案を越える提案については評価を行わない。
また、評価テーマ1項目あたり図表を含めて2ページまでの記載とし、2ページを越えて記載された部分、及び技術提案の根拠として別資料により提出された補足事項等については、評価の対象としない。

3-3-2. 技術提案の評価基準

- ・ 技術提案の「評価」は、1提案毎に下記に示す「有効性」及び「確実性」を総合的に評価する。「有効性」及び「確実性」をそれぞれ3段階評価し、その組合せによって最終的な「評価」を6段階で判定する。

評価視点	a	b	c
有効性	特に高い	高い	標準的
確実性	特に高い	高い	標準的

【技術提案の「有効性」、「確実性」の組み合わせによる最終判定及び評価点】

最終的な 「評価」の判定	「有効性」、「確実性」の組み合わせ	
	有効性「a」の場合	有効性「b」の場合
A評価 (5.0点)	aa	
B評価 (4.0点)	ab	
C評価 (3.0点)	ac	ba
D評価 (2.0点)		bb
E評価 (1.0点)		bc
-評価 (0.0点)	ca・cb・cc (標準的な工事の品質)	

※1 技術提案の内容確認について

技術提案に記載されている内容のみでは評価の判断ができない場合も、**原則、書面主義**とし、電話等によるヒアリングは行わない。

※2 評価にあたっての留意点

1つの提案に対し、「1つの工夫」を評価することを基本としているので留意すること。
その際、具体的には、以下の①、②の考え方で評価を行う。

- ① 1つの提案において、その目的を達成するために行う複数の独立した工夫は、最初に記載された1つ目の工夫のみを評価する。

【事例 a：複数の独立した工夫の事例】

“① 型枠に断熱・保温材を使用”し、“② コンクリート打設後の天端部に保温シートを使用”する。

※ この提案は複数提案とし、最初に記載された 1)の工夫のみを評価する

- ② 1つの提案において、その目的を達成するために行う工夫のうち、工夫の提案を確実に実行するために必要となる更なる工夫は、2つの工夫であるものの、原則として1つの工夫として評価する。

なお、2つの工夫を分割して提案された場合は、加算点を調整する場合がある。

【事例 b：② が ① のために必要不可欠な工夫の事例】

“① 改造した機械”をコントロールするために必要となる“② ○○システムを使用”する。

【事例 c：② が ① のために必要ないいくつかの工夫のうちの一つである事例】

“① 航行安全対策として○○を実施”し、危険と判断する指標をより確実とするため“② △△システムを使用”する。

【事例 d：② が ① を補完する工夫の事例】

“① 濁り防止として○○を実施”し、不測の事態に備え、“② 同じ場所で△△”を行う。

- ※3 総合評価に係る評価基準説明書「別紙」の「評価しない提案内容一覧」に示す項目については、技術提案として評価の対象としない。また、図面、特記仕様書及び共通仕様書等に示す施工方法等、標準的に実施しなければならない事項についても、技術提案として評価の対象としない。

【最終判定した評価点の換算方法について】

最終判定により決定した全提案の合計得点（満点の場合は、最大3提案×5点=15点）を、当該評価テーマの配点に応じて換算する

(換算の方法)

$$\left\{ \frac{\text{技術提案の合計得点(提案①+②+③)}}{15 \text{ 点}} \right\} \times \text{当該評価テーマの配点} = \text{換算評価点}$$

※1 各評価テーマ毎の換算評価点は、小数点第3位止、以下切り捨てとする。

※2 評価値を算出するための合計評価点は、小数点第2位止、以下切り捨てとする。

(計算例) ※2 テーマで、テーマ①の得点12点、テーマ②の得点10点の場合

(技術提案の加算点50点満点)

評価テーマ(1)の配点が30点の場合

$$\left\{ \frac{12 \text{ 点}}{15 \text{ 点}} \right\} \times 30 \text{ 点} = 24.000 \text{ 点 (1)} \quad (\text{小数点第3位止})$$

評価テーマ(2)の配点が20点の場合

$$\left\{ \frac{10 \text{ 点}}{15 \text{ 点}} \right\} \times 20 \text{ 点} = 13.333 \text{ 点 (2)} \quad (\text{小数点第3位止})$$

$$\therefore 24.000 \text{ 点 (1)} + 13.333 \text{ 点 (2)} = 37.333 \div 37.33 \text{ 点} \quad (\text{小数点第2位止})$$

- ※4 ICT活用工事の場合における技術提案の評価
 - ・ ICT活用施工に掛かる技術については、当該工事では総合評価落札方式における「技術提案」における評価の対象外とする。
 - ・ ただし、ICT活用施工に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的内容）についてのみ評価対象とする。
 - ・ なお、記載された工夫には、履行義務が発生することに留意すること。

3-4. 施工能力評価型総合評価について

3-4-1. 基本方針

- ・ 施工能力評価型（Ⅰ型）は、「施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献等」、「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」を評価の対象（加算点の対象）とする。
- ・ 施工能力評価型（Ⅱ型）は、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献等」、「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」を評価の対象（加算点の対象）とする。
- ・ 賃上げを実施する企業等に対し評価を行う場合は、加算点合計への加点を行う。

3-4-2. 施工計画の評価基準

【施工能力評価型（Ⅰ型）（標準型）】

- ・ 施工計画は、現場条件等を踏まえて、施工上、配慮すべき事項に関する具体的な施工手順、工法等について記述された、3項目を確認する。
- ・ 施工計画の内容確認について
 施工計画に記載されている内容のみでは確認ができない場合も原則、書面主義とし、電話等によるヒアリングは行わない。
- ・ 施工計画の確認については、発注者からの課題に対し、その施工手順や工法等が適切であれば「可：○」、不適切と判断されれば「不可：×」とし、1項目でも「不可：×」があれば競争参加資格なしとする。
- ・ 不適切な記載例として、以下のとおりとする。
 - 白紙又は未提出であった場合
 - 配慮すべき事項の記述が3項目未満であった場合
 - 法令に違反する内容があった場合
 - 明らかに設計図書を満足しなかった場合
 - 関係機関との調整が必要な内容があった場合

【施工能力評価型（Ⅰ型）（チャレンジ型）】

- ・ 施工計画は、設定期間や現場条件等を踏まえて、施工上の課題に対する技術的所見に関する具体的な施工手順、工法等について記述された、3提案を評価する。
- ・ 提案毎に、工事の品質向上に寄与する程度を、3段階で評価を行う。

評価	加算点の配点	チャレンジ型（加算点 32 点）
◎ 評価 : 効果の高い提案		2.0 点
○ 評価 : 効果の限定的な提案		1.0 点
－ 評価 : 標準的な提案、又は効果のない提案		0.0 点

※1 施工計画の内容確認について

施工計画に記載されている内容のみでは評価の判断ができない場合も、原則、書面主義とし、電話等によるヒアリングは行わない。

※2 評価にあたっての留意点

1つの提案に対し、「1つの工夫」を評価することを基本としているので留意すること。
その際、具体的には、以下の①、②の考え方で評価を行う。

- ① 1つの提案において、その目的を達成するために行う複数の独立した工夫は、最初に記載された1つ目の工夫のみを評価する。

【事例 a：複数の独立した工夫の事例】

“① 型枠に断熱・保温材を使用”し、“② コンクリート打設後の天端部に保温シートを使用”する。

※ この提案は複数提案とし、最初に記載された ① の工夫のみを評価する

- ② 1つの提案において、その目的を達成するために行う工夫のうち、工夫の提案を確実に実行するために必要となる更なる工夫は、2つの工夫であるものの、原則として1つの工夫として評価する。

なお、2つの工夫を分割して提案された場合は、加算点を調整する場合がある。

【事例 b：② が ① のために必要不可欠な工夫の事例】

“① 改造した機械”をコントロールするために必要となる“② ○○システムを使用”する。

【事例 c：② が ① のために必要ないいくつかの工夫のうちの1つである事例】

“① 航行安全対策として○○を実施”し、危険と判断する指標をより確実とするため“② △△システムを使用”する。

【事例 d：② が ① を補完する工夫の事例】

“① 濁り防止として○○を実施”し、不測の事態に備え、“② 同じ場所で△△”を行う。

- ※3 総合評価に係る評価基準説明書「別紙」の「評価しない提案内容一覧」に示す項目については、施工計画として評価の対象としない。また、図面、特記仕様書及び共通仕様書等に示す施工方法等、標準的に実施しなければならない事項についても、施工計画として評価の対象としない。

【最終判定した評価点の換算方法について】

最終判定により決定した全提案の合計得点（満点の場合は、最大3提案×2点=6点）を、当該評価テーマの配点に応じて換算する。

(換算の方法)

$$\left\{ \frac{\text{施工計画の合計得点(提案①+②+③)}}{6 \text{ 点}} \right\} \times \text{加算点の配点} = \text{換算評価点}$$

※ 評価値を算出するための合計評価点は、小数点第2位止、以下切り捨てとする。

(計算例) ※ 施工計画の得点が4点、配点が32点の場合

$$\left\{ \frac{(2 \text{ 点} + 2 \text{ 点} + 0 \text{ 点})}{6 \text{ 点}} \right\} \times 32 \text{ 点} = 21.333 \approx 21.33 \text{ 点} \quad (\text{小数点第2位止})$$

※4 ICT活用工事の場合における施工計画の評価

- ・ ICT活用施工に掛かる技術については、当該工事では総合評価落札方式における「施工計画」における評価の対象外とする。
- ・ ただし、ICT活用施工に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した工夫については、その応用部分（付加的内容）についてのみ評価対象とする。
- ・ なお、記載された工夫には、履行義務が発生することに留意すること。

3-5. オーバースペック等の理由により評価しない技術提案

- ・ 技術提案の履行に過剰な費用を要する場合、契約額の範囲で必要な品質確保を図ろうとすれば、受注者の適正な利益が得られない可能性。
- ・ 技術提案の履行に過剰な費用を掛けることにより、技術提案以外の部分において粗雑な施工になることも想定される。更に、受注者の赤字や下請企業へのしわ寄せに繋がる可能性。
- ・ 過剰な技術提案による受注者への負担を掛けることがないよう、オーバースペックとなる提案については事前に明示することとする。
- ・ また、共通仕様書やコンクリート標準示方書などに記載された内容については、標準的な提案とし、優位に評価することの無いよう留意する。
- ・ オーバースペック等の理由により評価しない技術提案は、別途公表資料『評価しない技術提案の事例』を参照のこと

3-6. 企業評価及び技術者評価の評価方法

3-6-1. 企業の施工能力

① 工事实績（同種性）の評価

【チャレンジ型及び技術提案評価型（WT0型）は対象外】

- ・ 平成〇年度以降（当該年度を除く過去15ヶ年度）に完成し引き渡しの完了した同種工事の元請けとしての施工実績を評価する。
- ・ 申請者の工事实績に応じ「工種（雑石投入・ブロック製作・ケーソン据付）」、「規模（設計数量の10割、7割）」など施工内容が同等以上の場合に下表の評価点を付与する。

評価基準	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）
より同種性の高い工事の実績あり	A評価（4.0点）	A評価（4.0点）
同種性が認められる工事の実績あり	-評価（0.0点）	-評価（0.0点）

評価基準	技術提案評価型（Ⅱ型）	技術提案評価型（Ⅰ型）
より同種性の高い工事の実績あり	A評価（3.0点）	A評価（8.0点）
同種性が認められる工事の実績あり	-評価（0.0点）	-評価（0.0点）

※1 同種性が認められる工事は、競争参加資格要件と同一とする。

※2 共同企業体（特定・経常JV）の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社の施工実績を評価する。

② より同種性の高い工事实績の設定

【同種工事の要件設定とより同種性の高い工事の評価基準について】

- ・ 施工能力を評価するにあたって、同種性の高い施工実績を有している者を評価する。
- ・ 設定にあたっては、技術提案評価型の企業実績は計画の10割、施工能力評価型の企業実績は計画の7割の施工実績を基本とし、技術者の施工実績は企業実績の5割を基本とする。
- ・ 設定要領は『総合評価落札方式審査基準 要件等設定要領』を参考のこと

③ 工事成績の評価

【チャレンジ型及び技術提案評価型（WT0 型）は対象外】

- ・ 水産庁における平成〇年度以降（当該年度を除く過去 5 ケ年度）に完了した当該工事種別『一般土木工事』の工事成績評定点の平均点を評価する。申請者の工事成績平均点に応じて、下表の評価点を付与する。
- ・ 水産庁の工事成績点を有しない企業について、工事成績点の基礎点として D 評価の配点を付与する。
ただし、「より同種性の高い工事实績」を有する企業に限るものとし、それ以外は基礎点の付与は行わない。

評価基準	施工能力評価型 (II型)	施工能力評価型 (II型) [ICT活用工事]	施工能力評価型 (I型)	施工能力評価型 (I型) [ICT活用工事]
80 点以上	A 評価 (5.00 点)	A 評価 (4.00 点)	A 評価 (5.00 点)	A 評価 (4.00 点)
78 点以上 80 点未満	B 評価 (4.17 点)	B 評価 (3.33 点)	B 評価 (4.17 点)	B 評価 (3.33 点)
76 点以上 78 点未満	C 評価 (3.33 点)	C 評価 (2.67 点)	C 評価 (3.33 点)	C 評価 (2.67 点)
74 点以上 76 点未満	D 評価 (2.50 点)	D 評価 (2.00 点)	D 評価 (2.50 点)	D 評価 (2.00 点)
72 点以上 74 点未満	E 評価 (1.67 点)	E 評価 (1.33 点)	E 評価 (1.67 点)	E 評価 (1.33 点)
70 点以上 72 点未満	F 評価 (0.83 点)	F 評価 (0.67 点)	F 評価 (0.83 点)	F 評価 (0.67 点)
70 点未満又は成績点なし	- 評価 (0.00 点)	- 評価 (0.00 点)	- 評価 (0.00 点)	- 評価 (0.00 点)

評価基準	技術提案評価型 (II型)	技術提案評価型 (II型) [ICT活用工事]	技術提案評価型 (I型)	技術提案評価型 (I型) [ICT活用工事]
80 点以上	A 評価 (4.00 点)	A 評価 (3.00 点)	A 評価 (8.00 点)	A 評価 (6.00 点)
78 点以上 80 点未満	B 評価 (3.33 点)	B 評価 (2.50 点)	B 評価 (6.67 点)	B 評価 (5.00 点)
76 点以上 78 点未満	C 評価 (2.67 点)	C 評価 (2.00 点)	C 評価 (5.33 点)	C 評価 (4.00 点)
74 点以上 76 点未満	D 評価 (2.00 点)	D 評価 (1.50 点)	D 評価 (4.00 点)	D 評価 (3.00 点)
72 点以上 74 点未満	E 評価 (1.33 点)	E 評価 (1.00 点)	E 評価 (2.67 点)	E 評価 (2.00 点)
70 点以上 72 点未満	F 評価 (0.67 点)	F 評価 (0.50 点)	F 評価 (1.33 点)	F 評価 (1.00 点)
70 点未満又は成績点なし	- 評価 (0.00 点)	- 評価 (0.00 点)	- 評価 (0.00 点)	- 評価 (0.00 点)

※ 共同企業体（特定・経常 JV）の場合は、構成員毎の工事成績の平均値を平均した値（小数第 2 位切捨て）を評価する。

④ 表彰

【チャレンジ型及び技術提案評価型（WT0 型）は対象外】

- ・ 水産庁における施工に関する表彰実績（優良請負者表彰）（表彰を受けた日の翌日から 10 年以内）を評価する。表彰内容に応じて下表の評価点を付与する。
- ・ 重複して表彰を受けている場合は、評価の高い方を採用する。

評価基準	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（Ⅱ型）	技術提案評価型（Ⅰ型）
大臣表彰	A 評価(2.0 点)	A 評価(2.0 点)	A 評価(1.0 点)	A 評価(4.0 点)
長官表彰	B 評価(1.0 点)	B 評価(1.0 点)	B 評価(0.5 点)	B 評価(2.0 点)
表彰なし	-評価(0.0 点)	-評価(0.0 点)	-評価(0.0 点)	-評価(0.0 点)

※ 共同企業体（特定・経常 JV）の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の高い表彰実績を評価する。

⑤ ICT活用工事の評価

【チャレンジ型及び技術提案評価型（WT0 型）は対象外】

- ・ 評価対象となる項目における全ての段階で、全面的に ICT を活用する計画を評価し、下表の評価点を付与する。

評価基準	施工能力評価型（Ⅱ型）	施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（Ⅱ型）	技術提案評価型（Ⅰ型）
全ての段階で全面的に活用する場合	A 評価（1.0 点）			A 評価（2.0 点）
全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合 または活用しない場合	- 評価（0.0 点）			

⑥ オプション項目

【技術提案評価型（Ⅰ型）・（WT0 型）は対象外】

総合評価落札方式	施工能力評価型（Ⅱ型） 施工能力評価型（Ⅰ型）	技術提案評価型（Ⅱ型）	チャレンジ型
施工機械等の自社保有状況（※1）	○	○	○
関連分野の技術開発の実績（※2）	○	○	○
ISO の認証取得状況	○	○	○
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況	○	○	○
藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動等の取り組み	○	○	○
有資格者の雇用状況（※3）	○	-	-
工事の手持ち状況（※4）	○	-	-

⑥-1 施工機械等の自社保有状況【履行確認対象項目】

- ・ 指定する施工機械(陸上機械)の自社保有状況(リース及び共同保有は除く。)を「納税証明書等」で確認、又は作業船の自社又は共同保有状況(リース及び備船は除く。)を「保険証券・共同保有契約書等」で確認し、評価する。
- ・ 原則として、主作業船等を対象とし、工事内容に応じて適宜設定する。

【施工機械】

評 価 基 準	評 価
施工機械の自社保有あり	A 評価 (2.0 点)
自社 (共同) 保有なし	-評価 (0.0 点)

※1 共同企業体 (特定・経常 JV) の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の自社保有状況を評価する。

※2 評価対象となった施工機械等を使用しない場合は不履行とする。

※3 不履行となった評価項目の加算点の割合に応じて、請負工事成績評定を最大 5 点減点する。

【作業船】

評 価 基 準	評 価
元請が自社保有	A 評価 (2.0 点)
元請が共同保有	2.0×持ち分比率
保有していない	-評価 (0.0 点)

※1 共同企業体 (特定・経常 JV) の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の自社保有状況を評価する。

※2 評価対象となった作業船を使用しない場合は不履行とする。

※3 不履行となった評価項目の加算点の割合に応じて、請負工事成績評定を最大 5 点減点する。

⑥-2 関連分野の技術開発の実績

- ・ 当該工事の主要な工種における、平成〇年度以降 (当該年度を除く過去 5 ヶ年度) の自社特許権等 (特許公開中のものを除く) の実績 (技術開発の取り組み) を評価する。
- ・ 技術の向上や改良などによる更新は評価の対象とするが、記載内容の修正や単価の見直しなどの更新は技術改良ではないため評価しない。(更新日の変更内容を要確認)

評 価 基 準	評 価
特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録又は水産公共関連及び港湾関連民間技術評価制度の認定技術があり、かつ、工事への適用実績あり	A 評価 (2.0 点)
特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録又は水産公共関連及び港湾関連民間技術評価制度の認定技術あり	B 評価 (1.0 点)
該当なし	-評価 (0.0 点)

※ 共同企業体 (特定・経常 JV) の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の自社開発の実績を評価する。

※ 自社特許権等であっても、当該工事において有効でないと判断される場合は評価の対象外とすることがある。

⑥-3 ISOの認証取得状況

- ・ ISO認証による企業の品質管理及び環境管理に関する組織的な活動を評価する。

評 価 基 準	評 価
ISO9001 及び ISO14001 の両方を取得している	A 評価 (2.0 点)
ISO9001 又は ISO14001 のいずれかを取得している	B 評価 (1.0 点)
取得していない	-評価 (0.0 点)

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の ISO の認証取得状況を評価する。

⑥-4 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況

- ・ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS、OSHMS、COHSMS、OHSAS18001 及び ISO45001)の認証による企業の安全管理に関する組織的な活動を評価する。

評 価 基 準	評 価
取得している	A 評価 (2.0 点)
取得していない	-評価 (0.0 点)

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証取得状況を評価する。

⑥-5 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動等の取り組み

- ・平成〇年度以降（当該年度を除く過去5ヶ年度）の藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動等の取り組みを評価する。

【共通事項】

- ・水産多面的機能発揮対策事業等における活動組織の構成員に企業として参画し、その活動組織における藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動の実績（活動組織の実績証明書や活動報告書）を評価する。
- ・水産多面的機能発揮対策事業等における活動組織の構成員でなくても、他事業や、企業が独自に行った藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動についても企業実績が証明できる場合（実績証明書や活動報告書）は対象とする。
- ・企業におけるブルーカーボンの購入実績が証明（公的機関や認証機関等が発行するもの）できる場合は対象とする。

評価基準	評価
水産多面的機能発揮対策事業等の活動組織に参画し、その活動組織において藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動実績がある	A 評価 (2.0 点)
・水産多面的機能発揮対策事業等の活動組織に参画の実績はないが、国内の藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動に企業の活動実績がある ・企業においてブルーカーボンの購入実績がある	B 評価 (1.0 点)
実績なし	-評価 (0.0 点)

※ 「水産多面的機能発揮対策事業等」とは、水産多面的機能発揮対策や離島漁業再生支援交付金など水産庁が行う藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動を支援する事業。

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社の保全活動の実績を評価する。

⑥-6 有資格者の雇用状況

- ・企業の技術力保持のため有資格者の雇用者数を評価する。対象資格は技術士(建設部門、水産部門(選択科目「水産土木」)又は総合技術監理部門(選択科目「建設」、「水産-水産土木」))、水産工学技士とし、1名で複数の資格を有している者については取得資格数分を人数換算し、延べ人数として評価する。

評価基準	評価
有資格者の数が10名以上	A 評価 (2.0 点)
有資格者の数が5名以上10名未満	B 評価 (1.0 点)
有資格者の数が5名未満	-評価 (0.0 点)

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社の有資格者の人数を評価する。

⑥-7 工事の手持ち状況

- ・ 水産庁が発注した工事の当該年度に受注した件数の実績を手持ち工事として評価する。なお、当該工事の入札参加申請書の提出期限迄に落札決定を受けた 1,000 万円以上の工事が対象(工事工種の区分なし)

評価基準	評価
受注なし	A 評価 (2.0 点)
1 件以上受注	-評価 (0.0 点)

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、全ての構成員の工事手持ち状況で評価する。

3-6-2. 配置予定技術者の能力

【配置予定技術者の評価方法について】

単体の場合 : 複数の配置予定技術者を申請されている場合は、配置予定技術者全員の評価(工事实績・工事成績・表彰・オプション項目)を行い、評価点の合計が最も低い配置予定技術者を採用する。

特定 JV の場合 : 特定 JV 代表者の配置予定技術者を評価する。なお、特定 JV 代表者から複数の配置予定技術者を申請されている場合は、配置予定技術者全員の評価(工事实績・工事成績・表彰・オプション項目)を行い、評価点の合計が最も低い配置予定技術者を採用する。

経常 JV の場合 : 複数の配置予定技術者を申請されている場合は、所属にかかわらず、配置予定技術者全員の評価(工事实績・工事成績・表彰・オプション項目)を行い、評価点の合計が最も低い配置予定技術者を採用する。

① 工事实績(同種性・立場)の評価

【チャレンジ型及び技術提案評価型(WTO 型)は対象外】

- ・ 平成〇年度以降(当該年度を除く過去 15 ヶ年度)に完成し引き渡しの完了した同種工事における元請けとしての施工実績及び立場を評価する。
- ・ 申請技術者の工事实績に応じて、施工内容が同等以上の場合に下表の評価点を付与する。

評価基準	施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)	技術提案評価型(Ⅱ型)	技術提案評価型(Ⅰ型)
	施工体制確認型以外	施工体制確認型			
より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	A 評価 (5.0 点)	A 評価 (5.0 点)	A 評価 (5.0 点)	A 評価 (4.0 点)	A 評価 (10.0 点)
より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	B 評価 (2.5 点)	B 評価 (2.5 点)	B 評価 (2.5 点)	B 評価 (2.0 点)	B 評価 (5.0 点)
同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	-評価 (0.0 点)	-評価 (0.0 点)	-評価 (0.0 点)	-評価 (0.0 点)	-評価 (0.0 点)

② より同種性の高い工事実績の設定

【同種工事の要件設定とより同種工事の評価基準について】

- ・ 施工能力を評価するにあたって、同種性が高い施工実績を有している者を評価する。

③ 工事成績の評価

【チャレンジ型及び技術提案評価型(WT0 型)は対象外】

- ・ 水産庁における平成〇年度以降（当該年度を除く過去5ヶ年度）に完了した当該工事種別の工事成績評定点の平均点を評価する。申請者の工事成績平均点に応じて、下表の評価点を付与する。
- ・ 水産庁の工事成績点を有しない技術者について、工事成績点の基礎点としてD評価の配点を付与する。ただし、「監理技術者（主任技術者）又は現場代理人の立場として、より同種性の高い工事実績」を有する技術者に限るものとし、それ以外は基礎点の付与は行わない。

評価基準	施工能力評価型(Ⅱ型)		施工能力評価型(Ⅰ型)	技術提案評価型(Ⅱ型)	技術提案評価型(Ⅰ型)
	施工体制確認型以外	施工体制確認型			
80点以上	A評価(5.00点)	A評価(5.00点)	A評価(5.00点)	A評価(4.00点)	A評価(10.00点)
78点以上 80点未満	B評価(4.17点)	B評価(4.17点)	B評価(4.17点)	B評価(3.33点)	B評価(8.33点)
76点以上 78点未満	C評価(3.33点)	C評価(3.33点)	C評価(3.33点)	C評価(2.66点)	C評価(6.67点)
74点以上 76点未満	D評価(2.50点)	D評価(2.50点)	D評価(2.50点)	D評価(2.00点)	D評価(5.00点)
72点以上 74点未満	E評価(1.66点)	E評価(1.66点)	E評価(1.66点)	E評価(1.33点)	E評価(3.33点)
70点以上 72点未満	F評価(0.83点)	F評価(0.83点)	F評価(0.83点)	F評価(0.67点)	F評価(1.67点)
70点未満又は成績点なし	-評価(0.00点)	-評価(0.00点)	-評価(0.00点)	-評価(0.00点)	-評価(0.00点)

④ オプション項目

【施工能力評価型(Ⅱ型)施工体制確認型以外及び技術提案評価型(Ⅰ型・WT0型)は対象外】

④-1 建設系の継続教育(CPD)の実施状況

- ・ 建設系の継続教育(CPD)の単位取得状況(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。また、各団体の推奨単位が複数年の場合はその期間を対象)に応じて下表の評価を付与する。
- ・ 各団体推奨単位を示す資料及び各団体が発行する単位取得証明書により評価を行う。
 なお、単位取得証明書に代えて「CPD 技術者証の写し」と「インターネットでの検索結果の写し」による提出であった場合は評価しない。
- ・ 推奨単位に段階(例：標準、優良)がある場合は3段階評価とし、段階がない場合は「A、-」の2段階評価とする。

評 価 基 準	評 価
各団体推奨単位以上(段階の設定がある場合の上位評価)	A 評価 (2.0 点)
各団体推奨単位以上(段階の設定がある場合の下位評価)	B 評価 (1.0 点)
各団体推奨単位未満又は取得なし	-評価 (0.0 点)

※ 推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているため、申請された単位がいずれの推奨単位であるか明確にすること。(「建設系 CPD 協会 HP」を参照)

【各団体別推奨単位(参考)】

加 盟 団 体	推 奨 単 位		
		標 準	優 良
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	1年間で	20ユニット	30ユニット
	2年間で	40ユニット	60ユニット
	3年間で	60ユニット	90ユニット
	4年間で	80ユニット	120ユニット
	5年間で	100ユニット	150ユニット
(公社) 土木学会	1年間で50単位		
(公社) 日本技術士会	3年間で150CPD時間(年平均50CPD時間)		
(一社) 建設コンサルタンツ協会	1年間で50単位		
(公社) 地盤工学会	1年間で50ポイント		

※ 技術資料提出前過去1年以内に発行された単位取得証明書により評価する。なお、年度当初に取得した単位取得証明書については、当該年度中有効とする。

④-2 配置予定技術者の資格

- ・ 工事内容に関連する配置予定技術者の資格の取得状況を評価する。

評 価 基 準	評 価
技術士（入札説明書に記載している部門及び選択科目に限る）、水産工学技士	A 評価（2.0 点）
労働安全コンサルタント（土木）、その他指定する資格を取得	B 評価（1.0 点）
資格なし	-評価（0.0 点）

【配置予定技術者の資格評価表】

	技術士 [総合技術監理部門 (※1)] 技術士 (※1)	水産工学技士	労働安全 コンサルタント (土木)	一級建設機械施工技士
資格区分	国家資格	民間資格	民間資格	民間資格
資格認定者	文部科学大臣	FIDEC	厚生労働大臣	国土交通大臣
評価対象工事	全ての工事に適用	全ての工事に適用	全ての工事に適用	トラクター系、ショベル系、モータ・グレーダー、締固め建設機械、舗装用建設機械、基礎工用建設機械等の陸上の機械施工が主体の工事
評価	A 評価	A 評価	B 評価	B 評価

(※1) : 入札説明書の配置予定技術者に求める資格における「技術士の部門」、「総合技術監理部門の選択科目」を指定すること。

	コンクリート主任技士	コンクリート診断士	港湾海洋調査士 [深浅測量部門又は危険物探査部門 (※2)] [土質・地質調査部門 (※3)]	一級水路測量技術 (沿岸) 又は 一級水路測量技術 (港湾)
資格区分	民間資格	民間資格	民間資格	民間資格
資格認定者	日本コンクリート工学協会	日本コンクリート工学協会	海洋調査協会	日本水路協会
評価対象工事	ケーソン製作、ブロック製作、 その他コンクリート構造物工事	ケーソン等コンクリート構造の改良、 移設、撤去、維持補修工事	深浅測量、磁気探査、潜水探査を含む 工事、チェックボーリングを含む工事	深浅測量を含む工事
評価	B 評価	B 評価	B 評価	B 評価

(※2) : 当該工事に出来形確認の為の深浅測量を含む場合は「深浅測量部門」、磁気探査又は潜水探査を含む工事の場合は「深浅測量部門又は危険物探査部門」とする。

(※3) : 当該工事に地盤改良強度確認の為のチェックボーリングを含む場合は「土質・地質調査部門」とする。

	海洋・港湾構造物設計士	海洋・港湾構造物維持管理士	一級舗装施工管理技術者	コンクリート構造診断士
資格区分	民間資格	民間資格	民間資格	民間資格
資格認定者	C D I T	C D I T	日本道路建設業協会	プレストレストコンクリート 技術協会
評価対象工事	海洋構造物の改良工事	海洋構造物の維持補修工事	舗装工事	コンクリート構造物の 維持補修に関する工事
評価	B 評価	B 評価	B 評価	B 評価

	土木構造物診断士	構造物診断士		
資格区分	民間資格	民間資格		
資格認定者	日本鋼構造物協会	日本構造物診断技術協会		
評価対象工事	鋼構造物の維持補修に関する工事	鋼 または コンクリート構造物の 維持補修に関する工事		
評価	B 評価	B 評価		

④-3 配置予定技術者の年齢

- ・ 当該工事の配置予定技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合に評価する。なお、技術者の年齢は入札参加申請書の提出期限時点とする。
- ・ 1級技術検定合格証明書をもって確認する。

評価基準	評価
配置予定技術者の年齢が40歳未満で、1級土木施工管理技士の資格取得後5年以上	A評価(2.0点)
配置予定技術者の年齢が40歳未満で、1級土木施工管理技士の資格取得後5年未満	B評価(1.0点)
配置予定技術者の年齢が40歳以上	-評価(0.0点)

3-6-3. 地域貢献等

【技術提案評価型(Ⅱ型・Ⅰ型・WT0型)は対象外】

① 災害協定等に基づく活動実績

【漁港漁場関係】

- ・ 申請時点において、当該県における国又は地方公共団体と漁港関係の災害協定等を締結している(所属する団体が協定を締結している場合を含む)ことを前提とし、この協定に基づく平成〇年度以降(過去5ヶ年度)及び入札公告日前日までの間における活動実績又は訓練実績を評価する。
- ・ 災害協定の締結がなくても、行政機関の要請による災害対策活動の実績については評価する。その場合は平成〇年度以降(過去5ヶ年度)及び入札公告日前日までの間の実績を評価する。

【漁港漁場関係以外】

- ・ 申請時点において、当該県における国又は地方公共団体と災害協定等を締結していること。(所属する団体が協定を締結している場合を含む。)
- ・ 家畜防疫協定の締結がなくても、行政機関の要請による家畜防疫活動の実績については評価する。その場合は平成〇年度以降(過去5ヶ年度)及び入札公告日前日までの間の実績を評価する。

評価基準	評価【施工能力評価型】	
	Ⅱ型, Ⅰ型(標準型)	Ⅰ型(チャレンジ型)
当該県での漁港漁場関係の協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	A評価(4.0点)	A評価(2.0点)
当該県を含む広域での漁港漁場関係の協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	B評価(3.0点)	B評価(1.5点)
・ 当該県又は当該県を含む広域での漁港漁場関係の協定を締結している ・ 国、県又は市町村の要請による活動実績あり(漁港・漁場関係または家畜防疫活動)	C評価(2.0点)	C評価(1.0点)
当該県又は当該県を含む広域での漁港漁場関係以外の協定を締結している	D評価(1.0点)	D評価(0.5点)
協定を締結していない	-評価(0.0点)	-評価(0.0点)

※ 共同企業体(特定・経常JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社の災害協定に基づく活動実績を評価する。

② オプション項目

【技術提案評価型(Ⅱ型・Ⅰ型・WTO型)は対象外】

オプション項目	施工能力評価型 (Ⅱ型)、(Ⅰ型)	チャレンジ型
近隣地域内工事の実績	○	—
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	○	○
ボランティア活動による地域貢献の実績	○	○
災害時に活用できる作業船の自社保有状況	○	○
技術系女性職員の正規雇用	○	○
技術系若手職員(技能職含む)の正規雇用	○	○

②-1 近隣地域内工事の実績

- ・ 当該地域の施工実績により、当該地域における工事の施工特性（海象条件・現場特性）に精通しているか等の評価を行う。
- ・ 国又は地方公共団体発注による、当該県内の漁港（漁場）における平成〇年度以降（当該年度を除く過去5ヶ年度）の元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工実績（CORINS 登録工事に限る）を対象とする。

評価基準	評価
当該漁港（漁場）にかかる施工実績あり	A 評価（2.0 点）
当該漁港（漁場）が属する都道府県内のその他の漁港（漁場）にかかる施工実績あり ※ 港湾工事は対象外，施工場所が県境等をまたぐ場合はどちらかの都道府県	B 評価（1.0 点）
実績なし	-評価（0.0 点）

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の近隣地域内工事の実績を評価する。

②-2 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点

- ・ 指定する地域内における、建設業法に定める本店（社）の有無を評価する。

評価基準	評価
拠点あり	A 評価（2.0 点）
拠点なし	-評価（0.0 点）

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の指定する地域内における建設業法に定める本店の有無を評価する。

②-3 ボランティア活動による地域貢献

【漁港漁場関係】

- ・ 平成〇年度以降（当該年度を除く過去5ヶ年度）の当該県内における、漁港漁場関係のボランティア活動の実績（表彰状又は感謝状あり）を評価する。

【漁港漁場関係以外】

- ・ 評価の対象としない。

【共通事項】

- ・ 表彰（感謝状含む）の受賞実績を評価対象とし、ボランティア活動への参加のみの場合は評価対象外とする。
また、請負工事に係る現場環境改善費（旧イメージアップ経費）によって行った活動についても評価対象外とする。
- ・ 団体でのボランティア活動における表彰（感謝状含む）の受賞実績については、構成員としてボランティア活動に参加したことが証明できる場合（代表者の証明書提出）は評価の対象とする。

評 価 基 準	評 価
行政機関からの表彰（感謝状含む）の受賞実績	A 評価（2.0 点）
自治会、NPO 等（ただし、自らが構成員となる建設業関係の NPO 等を除く）からの表彰（感謝状含む）の受賞実績	B 評価（1.0 点）
表彰実績なし	-評価（0.0 点）

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社のボランティア活動による地域貢献の実績を評価する。

②-4 災害時に活用できる作業船の自社保有状況

- ・ 地域における災害発生時の復旧・復興に活用できる作業船の自社又は共同保有状況。他社へ貸し出している場合は可（保険証券等にて確認）として評価する。

評 価 基 準	評 価
主作業船の自社（共同）保有あり	A 評価（2.0 点）
その他主作業船以外の自社（共同）保有あり	B 評価（1.0 点）
自社（共同）保有なし	-評価（0.0 点）

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の作業船の自社保有状況を評価する。

【災害時に活用できる作業船の分類】

主作業船：A 評価	その他の作業船：B 評価
ポンプ浚渫船	揚錨船
グラブ浚渫船（硬土盤用含む）	引船・押船
バックホウ浚渫船	交通船
リクレーマ船	ガット船
バージアンローダ船	ガットバージ
空気圧送船	土運船・押航土運船
旋回起重機船（非航・自航）	台船
固定起重機船	
クレーン付台船	
杭打船	
コンクリートミキサー船	
ケーソン製作用台船	
深層混合処理船	
サンドドレーン船	
サンドコンパクション船	

※ 作業船の分類は、漁港漁場関係工事積算基準 補足資料(P2-1- (16))の「別表 主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」の船種分類を準用。

②-5 技術系女性職員の雇用

- ・ 担い手確保の促進のため、企業の入札参加申請書の提出期限における技術系女性職員の雇用を評価する。

評 価 基 準	評 価
技術系女性職員(技能職含む)を複数名正規雇用	A 評価 (2.0 点)
技術系女性職員(技能職含む)を 1 名正規雇用	B 評価 (1.0 点)
雇用なし	- 評価 (0.0 点)

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の雇用人数を評価する。

②-6 技術系若手職員(技能職含む)の雇用

- ・ 担い手確保の促進のため、企業の入札参加申請書の提出期限における技術系若手職員の雇用を評価する。

評価基準	評価
技術系若手(申請時 25 歳以下)職員(技能職含む)を複数名正規雇用	A 評価 (2.0 点)
技術系若手(申請時 25 歳以下)職員(技能職含む)を 1 名正規雇用	B 評価 (1.0 点)
雇用なし	-評価 (0.0 点)

※ 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の雇用人数を評価する。

3-6-4. ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(ワーク・ライフ・バランス等推進企業)を評価する。

評価基準	評価
次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・ 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等) ※1 ・ 次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ※2 ・ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	A 評価 (1.0 点)
いずれの認定等も受けていない	-評価 (0.0 点)

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代法育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 共同企業体(特定・経常 JV)の場合は、代表者又は構成員のいずれか 1 社の取得状況等を評価する。

3-6-5. 賃上げを実施する企業等への加点

- 賃上げを実施する企業に対して、以下のとおり加算点への加点を行う（加算点配点合計の3%以上の整数となる配点を加算点に加点）。また、本取組における減点措置対象者においては、以下のとおり加算点より減点を行う。

評価基準	施工能力評価型 (Ⅱ型)		施工能力 評価型 (Ⅰ型)	技術提案評価型 (Ⅱ型)	技術提案評価型 (Ⅰ型・WTO型)
	施工体制 確認型以 外	施工体制 確認型			
契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	1.0点 加点	2.0点 加点	2.0点 加点	2.0点加点 (加算点52点の場合) 2.0点加点 (加算点62点の場合) 3.0点加点 (加算点73点の場合)	2.0点加点 (加算点62点の場合) 3.0点加点 (加算点73点の場合) 4.0点加点 (加算点114点の場合)
契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	1.0点 加点	2.0点 加点	2.0点 加点	2.0点加点 (加算点52点の場合) 2.0点加点 (加算点62点の場合) 3.0点加点 (加算点73点の場合)	2.0点加点 (加算点62点の場合) 3.0点加点 (加算点73点の場合) 4.0点加点 (加算点114点の場合)
本取組における減点措置対象者	2.0点 減点	3.0点 減点	3.0点 減点	3.0点減点 (加算点52点の場合) 3.0点減点 (加算点62点の場合) 4.0点減点 (加算点73点の場合)	3.0点減点 (加算点62点の場合) 4.0点減点 (加算点73点の場合) 5.0点減点 (加算点114点の場合)

※ 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

※ 本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行う。その際、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は確認書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点満点から、本取組による加点より大きな割合の減点（1点大きな減点）を行う。

※ 共同企業体（特定・経常 JV）の場合は、全ての構成員の表明が必要である。実績確認の際、構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

3-6-6. 事故及び不誠実な行為に対する減点

【「施工能力評価型（Ⅱ型）施工体制確認型以外」は対象外】

① 減点の対象

- ・ 当該工事の「申請書及び資料」の提出期限日が、下表に示す減点対象期間に該当する場合には加算点の減点を行う。（申請書：競争参加資格確認申請書、資料：競争参加資格確認資料）

措置内容	減点対象期間	加算点
農林水産省による「指名停止」	指名停止期間終了日の翌日から1ヶ月間	加算点満点の10%を減点
農林水産省による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
当該県、当該市町村による「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
当該県、当該市町村による「書面による警告・注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

※1 共同企業体（特定・経常 JV）の場合は、代表者又は構成員のいずれか1社でも該当すれば減点の対象とする。

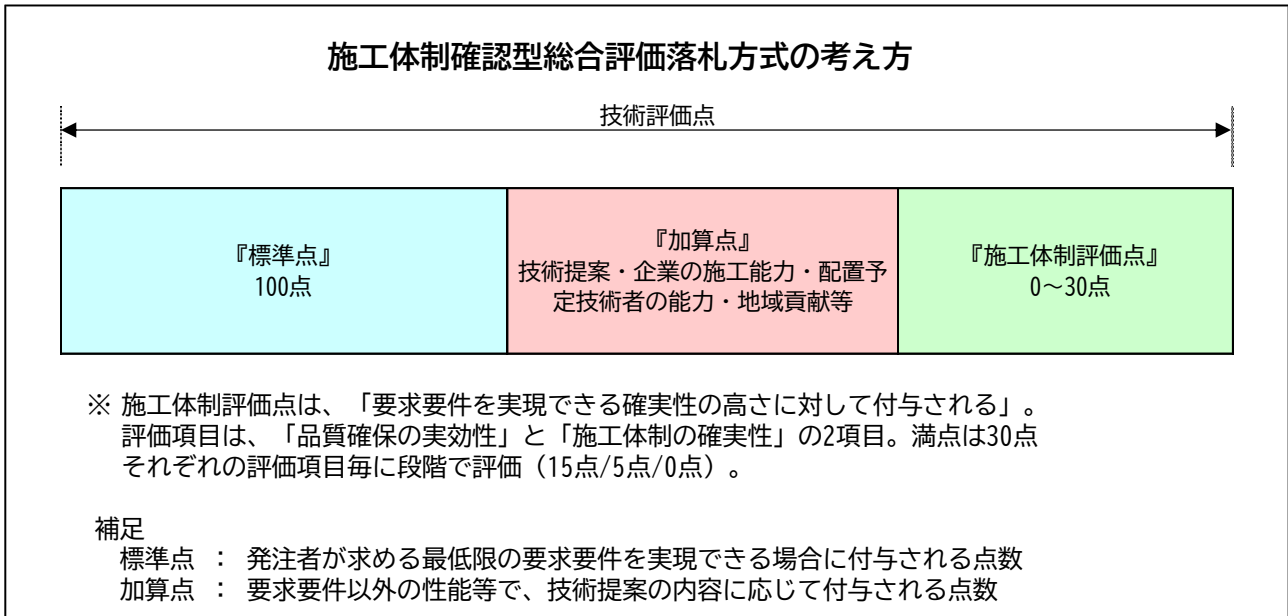
※2 各県の措置については、各県が自ら発注した工事に係わる措置のみ対象とし、各県発注工事に関係しない「指名停止」等の措置については対象外とする。

	指名停止期間	減点対象期間（1ヶ月）	
「申請書及び資料」の提出期限日が、減点対象期間を過ぎている場合。 競争参加資格 : 有り 減点措置 : 無し			
「申請書及び資料」の提出期限日が、減点対象期間に係っている場合。 競争参加資格 : 有り 減点措置 : 有り			
「申請書及び資料」の提出期限日から開札までの期間に指名停止期間が重複する場合。 競争参加資格 : 無し			

4. 施工体制確認型について

4-1. 施工体制評価点

- ・ 施工体制評価点は 30 点満点とし、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の実効性」の評価項目毎に各 15 点を配点する。



施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	加算点	評価項目	評価基準	加算点	
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点		15点	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点		その他	0点	

4-2. 施工体制確認の審査・評価

- ・ どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内価格で申し込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。
- ・ ただし、申し込みに係る価格が予決令第 85 条に基づく調査価格以上で工事費内訳書に疑義がない入札参加者は、ヒアリングを省略し施工体制評価点は満点を付与する。
- ・ 申し込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れがあることから、ヒアリングのための追加資料（下表参照）の提出を求める。評価にあたっては、施工体制が確保されると認める場合に、その程度に応じて施工体制評価点を加点する。
- ・ なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

様式番号	名称	施工体制 確認	低入札 価格調査
表紙（施工体制）	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○	
表紙（特重）	低入札価格調査（特別重点調査）のための資料及び添付資料の提出について		○
様式 1	当該価格で入札した理由		○
様式 2-1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①	○	○
様式 2-2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②	○	○
様式 2-3	一般管理費等の内訳書		○
様式 3	VE 提案等によるコスト縮減額調書	○	○
様式 4	下請予定業者等一覧表	○	○
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 6-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）		○
様式 6-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）		○
様式 7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		○
様式 8-1	手持ち資材の状況		○
様式 8-2	資材購入予定先一覧	○	○
様式 9-1	手持ち機械の状況		○
様式 9-2	機械リース元一覧	○	○
様式 10-1	労働者の確保計画	○	○
様式 10-2	工種別労働者配置計画	○	○
様式 11	建設副産物の搬出地	○	○
様式 12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	○
様式 13-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	○	○
様式 13-2	品質確保体制（品質管理計画書）	○	○
様式 13-3	品質確保体制（出来型管理計画書）	○	○
様式 14-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	○	○
様式 14-2	安全衛生管理体制（点検計画）	○	○
様式 14-3	安全衛生管理体制（仮設置計画）		○
様式 14-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）		○
様式 15	誓約書		○
様式 16-1	施工体制台帳	○	○
様式 16-2	施工体系図	○	○
様式 17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		○
様式 18-1	積算内訳書（兼）下請予定業者等確認調書①	○	
様式 18-2	内訳書に対する明細書（兼）下請予定業者等確認調書②	○	

5. 技術提案等の評価結果の通知及び技術提案等の担保

5-1. 技術提案結果の通知

5-1-1. 技術提案評価型、施工能力評価型（I型）＜チャレンジ型＞

- ・ 技術提案を受け付けて工事を施工する場合において、履行義務の明確化を図る観点から、1提案毎に技術提案の評価結果を通知する。
- ・ 履行義務の判断は以下による。

【○：加算点を付与する（履行義務あり）】

- i：技術提案が不適切でなく、設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質向上が見込めると判断される提案
- ii：技術提案が設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めると判断される提案

【－：加算点を付与しない（履行義務なし）】

- i：技術提案が不適切でないが、設計図書の範囲内のもので標準案と工事の品質が同等と判断される提案
- ii：技術提案が設計図書の示す範囲を超える提案であっても、標準案と工事の品質が同等と判断される提案

【×：加算点を付与しない（実施不可）】

- i：技術提案が現地条件に合わず、標準案より工事の品質、安全性の低下や環境の悪化を招く恐れがあると判断される提案
- ii：設計図書に定められた範囲を逸脱していると判断される提案
- iii：必須条件として設計図書に示されている基準を満たしていないと判断される提案
- iv：施工計画の根拠や安全に対する配慮が不明瞭と判断される提案

5-2. 技術提案等の担保

5-2-1. 技術提案及び評価項目（履行確認対象項目）不履行時のペナルティー

- ・ 正当な理由がなく、技術提案又は評価項目が履行出来ない場合には、次の措置を行う。

5-2-2. 請負工事成績点の減点

① 技術提案

- ・ 技術提案において、受注者により提案された技術提案のうち、実施義務のある提案が受注者の責により履行出来なかった場合には、下表により「請負工事成績評価」の減点を行う。
- ・ なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

不履行となった提案の割合（技術提案）	減点数
履行義務のある技術提案のうち、2/3以上の項目で不履行の場合	10点
履行義務のある技術提案のうち、1/3を超え2/3未満の項目で不履行の場合	5点
履行義務のある技術提案のうち、1/3以下の項目で不履行の場合	3点

※ 履行義務の対象となる全数量（日数含む）の実施をもって履行とする。それ以外は不履行と見なす。

② 履行確認対象項目

- ・ 受注者より申請された評価項目において、受注者の責により履行出来なかった場合には、評価項目毎に加算点の割合に応じて最大5点の「請負工事成績評価」の減点を行う。
- ・ なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

不履行となった提案の割合（評価項目）	減点数
加算点割合が50%を超える場合（例：加算点満点2点の項目で評価点2点）	5点
加算点割合が50%以下の場合（例：加算点満点2点の項目で評価点1点）	3点

※ 履行義務の対象となる全数量（日数含む）の実施をもって履行とする。それ以外は不履行と見なす。

更新履歴

更新項目及び概要	適用時期
平成27年度版 公表 ・ 総合評価落札方式二極化（施工能力評価型、技術提案評価型）の導入	平成27年4月1日 以降に公告する工事
平成28年10月 改定 ① 請負工事成績評価における成績点なしの企業及び技術者への基礎点の付与（「より同種性の高い工事实績」を有する場合に限る） ② 企業技術力保持の有資格者雇用状況の対象資格から「一級土木施工管理技士」を除外 ③ その他、文言の変更・追加等の時点修正、入札説明書記載事項（「施工体制確認の審査・評価」、「技術提案等の評価結果の通知及び技術提案等の担保」）の追加	平成28年10月1日 以降に公告する工事
平成31年4月 改定 ① 企業の評価方法に、「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」の項目を追加（技術提案評価型（WTO型）へ適用するため、その配点を変更） ② その他、文言の変更・追加等の時点修正（WTO基準価格、技術提案評価型配点表、企業表彰、安全衛生等）	平成31年4月1日 以降に公告する工事
令和2年4月 改定 ① 企業の評価方法の「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」の項目を必須化及びそれに伴う工事成績点の配点を変更 ② 「施工機械等の自社保有状況」、「関連分野の技術開発の実績」、「手持ち工事状況」、「災害協定等に基づく活動実績」の評価内容及び基準等の変更 ③ その他、文言の時点修正（WTO基準価格）	令和2年4月1日 以降に公告する工事
令和4年4月 改定 ① 賃上げを実施する企業等への加点措置の追加 ② その他、文言の時点修正（WTO基準価格）	令和4年4月1日 以降に契約する工事
令和4年7月 改定 ① 評価項目「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」の評価基準の更新	令和4年7月1日 以降に公告する工事
令和5年4月 改定 ① 技術者資格における水産工学技士の評価を変更（B評価→A評価） ② 災害協定の配点変更2点→4点（配置予定技術者の工事实績及び工事成績は6点→5点） ③ 藻場干潟の保全等に取り組む企業等への加点措置の追加（企業の施工能力オプション）	令和5年4月1日 以降に公告する工事
令和6年4月 改定 ① ICT活用工事（施工者希望型）の導入 ② 「藻場干潟の保全活動等の取り組み」を「藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動等の取り組み」に変更 ③ 「災害協定等に基づく活動実績」の評価項目に「家畜防疫活動の実績」を追加 ④ 「近隣地域内工事の実績」の規定における曖昧さを是正 ⑤ その他、文言の時点修正（WTO基準価格）	令和6年4月1日 以降に公告する工事
令和8年5月 改定 ① 賃上げを実施する企業等への加点の変更	令和8年5月20日 以降に公告する工事